

閣郵委第9号の1
令和2年2月28日

金融庁長官
遠藤 俊英 殿

郵政民営化委員会

委員長 岩田 一政

郵政民営化法第120条第1項第8号等の規定に基づく
内閣府令・総務省令案について（意見）

令和2年2月21日付け金企市第217号・総情貯第17号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

閣郵委第9号の2
令和2年2月28日

総務大臣
高市 早苗 殿

郵政民営化委員会

委員長 岩田 一政

郵政民営化法第120条第1項第8号等の規定に基づく
内閣府令・総務省令案について（意見）

令和2年2月21日付け金企市第217号・総情貯第17号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。